豊庄だより

第 651 号 2021 年 3 月 1 日

福岡市早良区南庄２－２６－１３
社会福祉法人林生会豊庄保育園
園長　西尾　達

最近の新聞記事に、「障害」という言葉について次のようなことが載っていました。衆議院予算委員会（2 月 19 日）で、野党の議員が述べたことです。こんな発言でした。「障害者団体の皆さんから、『害』は害虫、害悪の害。そういうふうに言われるのは嫌と声が上がった。障害者ではなく、障碍者と表記できるように見直しを求めたい。『碍』は旅人の行く手を阻む石という意味で、権利条約の社会モデルにも合致する」と述べました。これを受け、2 月 26 日に開かれる文化審議会国語分科会で、「碍」を常用漢字にすることが検討される見通しだと報道されていました（2021 年 2 月 20 日　朝日新聞朝刊）。

障「碍」者 常用漢字追加を

注目の1問

立憲・川内博史氏

「障害者団体の皆さんから、『害』は害虫、害悪の害。そういうふうに言われるのは嫌だと（声が上がった）」。立憲の川内博史氏は19日の衆院予算委員会で、障害者ではなく「障碍者」と表記できるよう見直しを求めた。過去に優生保護法を成立させた国会の負の歴史を踏まえ、言葉へのこだわりを示した。

文化審議会国語分科会が26日にあり、「碍」を常用漢字にすることが検討される見通しだ。川内氏は「本来、『碍』は旅人の行く手を阻む石という意味で、権利条約の社会モデルにも合致」するとして常用漢字への追加を求めた。

川内氏によれば、戦中の法律には「碍」が使われているが、1949年の身体障害者福祉法から「害」になった。「48年には優生保護法という、障害がある人が生まれないように排除する悪法が全会一致で成立した」と述べた。相模原市での「津久井やまゆり園」事件にも触れ、「偏見や差別意識を払拭する取り組みが不可欠だ」と強調した。

萩生田光一文部科学相は審議会で議論していることを理由に、自らの意見は答えなかったが、当事者団体から直接、要望書を受け取ったことに触れ「共生社会の実現は極めて大事だ」と述べた。（吉川真布）

今後、「碍」という字が用いることができるようになり、障碍者という表記に変わるかもしれませんが、私は疑問を感じています。「碍」という字を漢和辞典で調べると、「礙（がい）」の俗字とあり、「礙」は、石を前にして人が立ち尽くす、さまたげる、さえぎる、じゃまをするという意味があると書かれていました。議員が主張する「権利条約の社会モデル」とは異なる意味ではないかと思うのです。また、「碍」を使った言葉には、電線と支柱を絶縁する「碍子（がいし）」があり、これまた人権の視点からしても、マイナスの要素と言えるでしょう。

さらに、議員は問題として取り上げていませんが、「障」という漢字も辞書で調べると、「へだてる、さしつかえる、さえぎる、はばむ」という意味も持つことがわかります。こちらもマイナスの意味と言えます。「害」だけでなく、「障」も問題にすべきです。福岡市から送られてくる文書には、「障がい」と「害」のみ「がい」と表記されています。おそらく、「害」にだけ問題があるという考えなのでしょう。

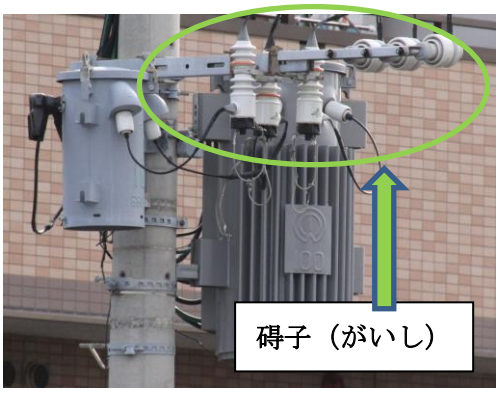

では、「障害」の表記はどうすべきなのでしょう。国語学者でもないので学問的なことはよく分かりませんが、「障害」と、カギカッコで括（くく）って書き表すのが一番よいのではと思います。どちらの漢字もふさわしいものはありませんが、それに代わる適切な漢字がないからです。

以前、この「障害」の表記について、友人と議論したことがありました。「そんなにこだわらなくてよいのでは･･･」と言われましたが、漢字には意味があるので正確に用いるべきであるという主張は今後も持ち続けようと思っています。「障害」の使い方でもうひとつ気になることがあります。それは、「障害がある」と「障害を持つ」、どちらの表現のほうがいいのかということです。「ある」と「持つ」、あまり気にならない人もいるでしょうが、私は、「ある」は客観的事実であり、「持つ」は、マイナスの印象が感じ取れると思っています。テレビ等での使われ方は様々で、あまり意識して使われてないようですが、みなさんはどう思われますか？